

2019年使用 交通安全年間スローガン（標語）募集要項

■主催：一般財団法人全日本交通安全協会 毎日新聞社

■後援：内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省
NHK（以上、予定）

■協賛：全国共済農業協同組合連合会 一般社団法人日本自動車工業会（以上、予定）

◆募集部門及び応募資格

☆一般部門A＝運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの…どなたでも応募可

☆一般部門B＝歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの…どなたでも応募可

☆子ども部門＝中学生以下（自分たち自身）へ交通安全を呼びかけるもの…中学生以下

◆応募要領

一．募集期間 2018年6月下旬～9月30日消印有効

二．募集内容

《1》原則として以下の重点テーマに沿ったスローガンを作成すること（句読点はつけないこと）。

【一般部門A：運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの】

（1）交通ルールの順守と運転マナーの向上

- ・横断歩道等における歩行者保護、他の車への思いやりの気持ちなど

（2）飲酒運転の根絶

（3）後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

（4）前照灯の早め点灯

- ・夕暮れ時の前照灯の早め点灯は、自分の車の存在を周囲に知らせることができ交通事故の未然防止につながる

【一般部門B：歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの】

（1）交通ルールの順守とマナーの向上

- ・特に高齢歩行者が横断する場合に、車への明確な合図（手をあげるなど）や車に対する警戒など

※ 高齢歩行者が横断の後半に左方向から来る車と衝突するケースが多い。

- ・自転車が交差点に入る前に一時停止や減速をすることなど

（2）夕暮れ時や夜間における交通事故防止

- ・反射材用品、ライトの活用など

（3）自転車の安全利用

- ・乗車用ヘルメットの着用、自転車は車道の左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行など

【子ども部門：中学生以下（自分たち自身）へ交通安全を呼びかけるもの】

重点テーマは特に定めず、中学生以下（自分たち自身）へ交通安全を呼びかけるものであれば良い。

《2》自作、未発表作品に限る。過去の入賞作や他で公表・使用されたスローガンと同一ないし酷似していると判断された場合は審査対象とならない。

《3》応募点数の制限なし。

三. 応募方法

《1》個人で応募する場合 はがき1枚ごとに①応募部門、重点テーマ（一般部門A、Bのみ）②スローガン1点③住所④氏名⑤生年月日⑥職業（学校名・学年）⑦電話番号を明記。

※ 高校生以下は学校所在地と電話番号併記。

《2》個人で複数作品を応募する場合 はがきと同程度の大きさ、厚さの紙で一括送付可。

《3》学校・団体・企業などで応募する場合 はがきと同程度の大きさ、厚さの紙で一括送付可。

※ 応募用紙に①応募部門、重点テーマ（一般部門A、Bのみ）②スローガン1点③住所④氏名⑤生年月日⑥所属（学校名・学年又は企業・団体名）⑦所在地と電話番号を明記。

※ 応募担当者・代表者（教諭など）名を明記する場合は、応募者本人の住所・電話番号の記載は不要。

※ わら半紙など薄い紙は不可。

◆送り先 〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

毎日新聞社事業本部「交通安全年間スローガン」係

◆お問い合わせ 毎日企画サービス「交通安全スローガン」事務局

TEL：03-6265-6815 平日午前10時～午後5時

◆審査員 学識経験者、主催・後援・協賛関係者

◆発表 2018年11月下旬の毎日新聞紙上

◆表彰式 2019年1月17日の第59回交通安全国民運動中央大会において内閣総理大臣賞受賞者を表彰
(東京・文京シビックホール)

◆賞 (予定)

内閣総理大臣賞<最優秀作> (各部門1点) = 賞状と賞金10万円

内閣府特命担当大臣賞<優秀作> (各部門1点) = 賞状と賞金3万円

文部科学大臣賞<優秀作> (こども部門1点)

= 賞状と本人に2万円の図書カード、在学期に1万円の図書カード

警察庁長官賞<優秀作> (各部門1点) = 賞状と賞金3万円

全日本交通安全協会会長賞<佳作> (各部門若干点) = 賞状と賞金5千円

※ 中学生以下が受賞した場合は、賞金に代わり最優秀作は本人と在学期にそれぞれ5万円の図書カード、優秀作は本人に2万円の図書カードと在学期に1万円の図書カード、佳作は本人に5千円の図書カードとする。

※ 応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）など一切の権利は主催者に帰属するものとする。また、応募者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

※ 応募作品は返却しない。

※ 申し込みに関わる個人情報（毎日新聞社及び運営事務局の毎日企画サービスが管理し、選考や表彰、次回以降の募集に必要な場合のみに使用する）

※ スローガンの受賞結果について不服がある場合の異議申し立ては、発表日から2週間以内とする。